

令和8年度 牛尾小学校いじめ防止基本方針

学校教育目標

心豊かで 自ら学び たくましく生きる 牛尾っ子の育成

家庭・地域との連携

【いじめ不登校対策委員会】(生徒指導推進委員会)

- ・目的：児童の問題行動等について、情報を共有し、必要な支援等の検討を行い、早期解決を目指す。
- ・組織構成：管理職、生徒指導主任、各担任、養護教諭
その他必要に応じた関係者及び外部専門家

関係機関等との連携
(警察、SC、SSW
等)

いじめ対策としての
重点的教育活動

1 特別活動などの 体験学習の充実

- ・児童同士の心の
結びつきを深め
る活動
- ・共同社会の一員
であるという市
民性意識と社会
の形成者として
の資質を育成す
る活動
- ・コミュニケーション能力や人間
関係のトラブル
を自分たちで解
決する自己解決
能力の育成
(「全
校で遊ぶ日」を
中心として)

2 道徳教育の充実・ 道徳的判断力、道徳 的実践力の育成

- ・道徳的実践意欲
の向上
- ・自他の生命を尊
重する態度の育
成

3 特別支援教育の充実

- ・障害への理解
を進める指導
- ・互いの違いを認
め合う学級経営

【いじめの防止】

- ・教職員：○いじめを許さない学校づくりを進め、全教育活動を通して、「い
じめは人間として決して許されない」という意識を一人一人に徹
底させる。また、それを保護者・地域へも啓発していく。
○いじめの定義、態様、認知方法について、十分な共通理解を図る。
○いじめの認知方法や対処法、SCを活用したカウンセリングなどに
関する研修を行い、いじめに関する実践的な対応力の向上を図る。
○「発達支持的生徒指導」を踏まえた「魅力ある学校づくり」に取
り組むとともに、生徒指導と学習指導の一体化を図る授業を実施
し、その充実・改善に努める。
- ・児童：○呼び捨てや悪口など乱暴な言葉遣いをしない。
○毎日必ず、学級の友達全員と挨拶や言葉を交わす。
- ・保護者：○児童が安心感をもつ家庭づくりを進める。
○いじめは人として絶対に許されない行為であることを伝える。

【いじめの早期発見】

- ・教職員：○日頃から、児童の表面の行動に惑わされず、内面の感情に思いを
はせ、違和感を敏感に感じるとともに、職員間で情報を共有す
る。
○年間5回以上のアンケート（学校楽しいーと含む）や教育相談を
定期的実施し、児童の声が届くような環境をつくる。
○「いじめられている児童を絶対に守る」ということを伝え、相談
しやすい信頼関係を日常的に築いておく。
- ・児童：○いじめられたらすぐに、先生や親に伝える。
○いじめを目撃したら、やめさせたり、先生や親に伝えたりする。
- ・保護者：○児童の発する小さなサインを見逃さない。
○どんな小さなサインであっても、学校へ連絡・相談する。

【いじめに対する措置】

- ・教職員：○対応チーム（生徒指導主任、養護教諭、担任等）を組織し、指導
方針を共通理解した上で役割分担し迅速な対応を進める。
○いじめられた児童への心のケア及び安全確保に努める。
○保護者との連携を図り、対応策について説明し、了承を得る。
○いじめの内容によっては、「いじめ問題対応チーム」（県教委）
や警察との連携協力、SCやSSWの活用を行う。
○被害者本人と保護者の了承が得られたら、再発防止のための学級
や学校全体への指導を行う。
- ・児童：○いじめ加害者はいじめの非を認め、被害者への謝罪を行う。
○自分の行動について振り返り、今後の行動について考える。
(加害者、観衆、傍観者を含め、いじめ被害者以外の全児童)
- ・保護者：○事実を正確に受け止め、いじめられている児童や保護者の気持ち
に共感する。
○解決するまでは、継続的に学校との連携を図る。
○学校を仲介役として、話し合いをもち、被害者の保護者、加害者の
保護者ともに理解し合う。

生徒指導の組織

【校長・教頭】

- ・校内の統制と全
体指揮
- ・緊急事態の確認
や判断
- ・関係諸機関への
説明責任

【生徒指導主任】

- ・生徒指導体制の
企画・運営
- ・いじめに関する
研修の立案
- ・問題行動への対
応・指導
- ・関係者等への連
絡・調整

【教務主任】

- ・授業変更等への
処置
- ・保護者等への支
援要請
- ・年間の運営計画
の立案

【養護教諭・保健主任】

- ・保健・安全計画
の立案
- ・救急処置、医療
機関との連携
- ・心身の問題の早
期発見

【学級担任】

- ・児童の実態把握
課題の気付き
- ・児童の指導援助
保護者との連携
- ・教室環境の整備
授業の充実

【令和7年度 年間計画（予定）】

月	計画及び評価	実態把握	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モル関連	教育相談
4	年間及び1学期の活動計画 生徒指導連絡会 ※「いじめ不登校対策委員会」		「いじめを考える週間」 道徳授業実践		各教科における指導計画の確認	教育相談 (全保護者)
5	生徒指導連絡会 ※「いじめ不登校対策委員会」	「学校楽しいと①」				
6	生徒指導連絡会 ※「いじめ不登校対策委員会」		「校内人権週間」 人権教室	人権目標の設定 全校で遊ぶ日		教育相談月間 (全児童)
7	生徒指導連絡会 ※「いじめ不登校対策委員会」	「魅力ある学校アンケート」 児童学校評価				教育相談月間 (全保護者)
8	児童アンケートの分析・検討 2学期の活動計画					教育相談月間 (全保護者)
9	生徒指導連絡会 ※「いじめ不登校対策委員会」		「いじめを考える週間」 道徳授業参観 (PTA)		各学級での指導	
10	生徒指導連絡会 ※「いじめ不登校対策委員会」	「学校楽しいと②」				教育相談月間 (希望児童)
11	生徒指導連絡会 ※「いじめ不登校対策委員会」		「大切な命を考える週間」			教育相談月間 (希望保護者)
12	児童アンケートの分析・検討 生徒指導連絡会 ※「いじめ不登校対策委員会」	「魅力ある学校アンケート」 児童学校評価	「人権週間」 人権教室	人権標語の作成 全校で遊ぶ日		
1	生徒指導連絡会 ※「いじめ不登校対策委員会」		「いじめを考える週間」 道徳授業実践		各学級での指導	
2	生徒指導連絡会 ※「いじめ不登校対策委員会」	「学校楽しいと③」				
3	年間の活動のまとめ 次年度活動計画案作成 生徒指導連絡会 ※「いじめ不登校対策委員会」	児童学校評価		お別れ遠足 全校で遊ぶ日		

※ いじめ不登校対策委員会は、必要に応じて実施する。

※ 発達支持的生徒指導を全職員に周知し、きめ細やかな実態把握、未然防止に努める。

※ 事案が発生した場合、トラブルの大きさに関わらず、事実・実態に基づいた対応策を検討する。そして、全職員に周知し、チームとして対応・事後指導にあたる。